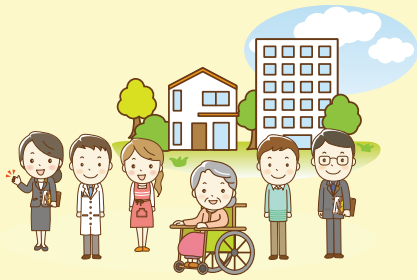


田原市成年後見センター

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方の権利を守る活動をしています。

センターの業務

- ・成年後見制度や権利擁護に関する相談をお受けします。
- ・身内の後見人等をされている方の相談や支援を行います。また、必要に応じて当センターが後見人等になって支援します。
- ・後見制度や権利擁護の普及・啓発を行います。



田原福祉センター内
☎23-0610
・開設日時・
月曜日～金曜日
8時30分～17時15分
(祝日、年末年始は除く)

☆成年後見制度とは

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方の権利を守るための援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用する際の援助を行います。

サービスを利用できる方

田原市内にお住まいの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方

提供するサービス

- ①福祉サービスの利用援助
福祉サービスを利用するために必要な手続きや支払のお手伝い、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- ②日常的金銭管理サービス
年金や福祉手当の受領、医療費・税金・公共料金等の支払に必要な手続きのお手伝い、必要な支払に伴う預金の払戻や預入等の手続きのお手伝いをします。
- ③書類等の預りサービス
日常的金銭管理サービスのお手伝いに必要となる貴重品をお預かりします。

利用料

- 福祉サービス利用援助・
日常的金銭管理
1、200円/1回
書類預かりサービス
3、000円/年
(月額250円)

田原市
社会福祉協議会
総務課 地域福祉係
☎23-0610

田原市ライフステージに沿った地域で支えるマップ

障害福祉サービス事業所等

ガイドブックが作成されました。

このガイドブックは、田原市内の障害福祉サービスについて、乳幼児期（0歳から未就学児）、学齢期（小学校1年生～18歳）、成人期（18歳～）のライフステージに沿って、それぞれの相談窓口、関係連携機関、利用可能なサービスについて、掲載されています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに、ご活用ください。

田原市役所健康福祉部各課、田原福祉センター、赤羽根福祉センター、あつみライフランド、田原市障害者総合相談センターなどの各窓口で閲覧することができます。

また、田原市社協相談支援事業所では、障害者の方やその家族から生活、就労等に関するあらゆる相談に応じています。



田原市社協
相談支援事業所
☎23-0610
Fax23-3970